

富士通製キャンパスPC 動産補償制度のご案内

1 特色

- メーカー保証の対象とならない**破損・火災・盗難・水濡れ**等に対応
- 安心の**4年間補償**
- 下記3.で定めた補償限度額の範囲内であれば**何度でも修理費用を補償**
(事故毎自動復元) ※ただし、全損時(修理不能や修理代金(税込)が補償限度額以上となり修理しなかった場合や、盗難は1回限りの補償となり、それ以降の補償は受けられません。



2 補償範囲

対象となる主な損害

- ・破損
- ・火災、破裂、爆発、落雷、風災、雪災、ひょう災
- ・水濡れ、洪水
- ・盗難(置き忘れに伴う盗難は除く) ※注

◇部品交換を伴う修理に限ります
◇日本国内での偶然・急激・外来の事故に限ります
※注「盗難届受理番号」申請が必要です

対象とならない主な損害

- ・故意、重過失
- ・紛失、置き忘れ(置き忘れに伴う盗難を含む)
- ・自然の消耗、劣化、腐食、さび、かび、変色
虫食い、擦傷、塗装の剥落、汚れ
- ・ソフト等の単独損害
- ・詐欺、横領、地震、噴火、津波
- ・故障(メーカー保証にて対応)
- ・海外での事故 等

3 補償限度額 (補償期間: パソコン引渡日～2028年3月31日まで)

機種名	一修理毎の補償限度額 (一事故あたり免責金額)
富士通製キャンパスPC LIFEBOOK UH08	153,000円 (なし)

全損時の補償例

- 盗難や修理不能時および修理代金(税込)が補償限度額以上となり、修理しなかった場合
153,000円(補償限度額)をお支払いします。 ⇒ **動産補償は終了**
- 修理代金(税込)が補償限度額以上となったが修理をする場合
 $155,000円(修理代) - 153,000円(補償限度額) = 超過分2,000円$ を自己負担いただきます
⇒ **動産補償は継続**

サポート・修理のお問合せ

富士通学生専用電話サポート窓口 (富士通学生専用モデルパソコンのサポート、故障や修理に関する受付窓口)

フリーダイヤル 0120-933-327 受付時間: 9:00～19:00 ※システムメンテナンスのため、サポートを休止させていただく場合がございます

- 本サポート窓口にお電話いただく場合は、あらかじめユーザー登録をお済ませください。
- 初めてお電話いただく場合は、ユーザー登録の確認を行います。このとき、お名前、電話番号、大学名、お使いのパソコンの型番と製造番号をお聞きする場合があります。
- 動産補償制度を適用した修理を行う場合は『修理受付問診票兼事故報告書兼委任状』のご提出が必要です。
- 『修理受付問診票兼事故報告書兼委任状』は、www.e-ftis.com/ よりダウンロードが可能です。

動産補償に関するお問合せ

株式会社FTIS 法人保険部 PC動産保険担当

フリーダイヤル 0120-774-822 受付時間: 9:00～17:00 (土日祝・年末年始を除く)

■補償概要

サービス名	富士通製キャンパスPC動産補償制度
対象製品	LIFEBOOK UH08
適用期間	パソコン引渡日～2028年3月31日

■補償内容

項目	内容		備考
過失事故時補償限度額	1～4年目	153,000円	メーカー保証の対象とならない過失事故等による修理について、部品代、修理技術料、消費税を左記補償限度額まで補償いたします。 ※1.2 ・同一機器で修理可能であれば修理回数に制限はありません。 ・補償限度額を超過した分の費用はお客様負担となります。 ※3 盗難や修理不能あるいは修理費用(税込)が左記補償限度額以上となり修理しなかった場合には、左記補償限度額をお支払いします。 ※4 なお、補償金をお支払いした時点で、本補償制度は終了いたします。
免責金額	なし		修理費用が上記補償限度額内であれば自己負担はございません。
故障	4年間メーカー保証		詳細はメーカー保証書をご確認ください。

※1. あらかじめ指定する修理窓口を通じて修理を依頼していただいた場合にのみ対象といたします。
 ※2. 対象機器はパソコン本体及びACアダプタであり、その他付属品については補償対象外となります。
 ※3. 修理金額が補償限度額を超える場合は、修理前に別途お見積りをご提示いたします。
 お支払いは修理窓口への直接支払いとなります。
 ※4. 紛失による遺失物届は補償対象外となります。
 また、置き忘れを原因とする盗難は、盗難届の受理に関わらず補償対象外となります。

■補償の対象にならない場合（以下の損害に対しては補償の対象になりません）

- (ア) 直接・間接を問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- (イ) 直接・間接を問わず、差し押さえ、没収、徴発、破損など国または公共団体の行使によって生じた損害。
 ただし、火災消防や避難に必要な処置によって生じた損害は、この限りではありません。
- (ウ) 直接・間接を問わず、対象パソコンの磨耗、使用による品質もしくは機能低下、虫害、ねずみ喰いまたは性質によるむれ、かび、変質、さびもしくは腐食によって生じた損害および機能に影響のない外観上のキズ、症状の出ない不良など。
- (エ) 燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含む）の放射性、揮発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれら特性による事故に伴って生じた損害。
- (オ) 上記(エ)に規定した以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに伴って生じた損害。
- (カ) 補償対象者もしくは補償対象者以外の補償を受け取るべき者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害。
- (キ) 対象パソコンの使用もしくは管理を委託された者または補償対象者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。
 ただし、補償対象者に補償を取得させる目的でなかった場合は、この限りではありません。
- (ク) 対象パソコンに加工（修理を除く）および改造を施した後に生じた損害。
- (ケ) 対象パソコンに対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。
- (コ) 外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的 accident によって生じた損害。
 ただし、これらの事故によって火災（焦損害を除く）または破裂・爆発が生じた場合は、この限りではありません。
- (サ) 詐欺または横領にかかったことによって生じた損害。
- (シ) 紛失または置き忘れによって生じた損害。
- (ス) 地震、噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害。
- (セ) メーカー保証書記載の有償修理事項等
- (ソ) 海外で生じた損害。
- (タ) 規定の修理先以外で修理を行った場合の費用。

■本補償制度の失効・中止について

- ・パソコンが現物確認できない場合。（盗難を除く）
 - ・お客様によりパソコンを改造されたものおよび改造にともなう物損の場合。
 - ・ご購入者以外からのご請求の場合。（第三者へ譲渡・転売されたような場合）
 - ・「修理不能」及び「全損・盗難事故」により当補償を受けた場合。
 - ・当機器を補償対象とした別の保険に加入している場合で、既に保険金支払いを適用された場合。
 - ・お客様が退学・除籍などの事由により同大学に属さなくなった場合。
- ※上記事由により本補償制度が失効した場合でも補償料金は返還いたしません。

■盗難等保険金請求窓口

- 盗難や火災等、全損の場合は㈱FTISまでご連絡ください。
- ・盗難の場合、最寄り警察へ届出（受理番号の取得）が必要です。（※）
 - ・火災の場合、消防署にて罹災証明書の入手が必要です。

■引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社